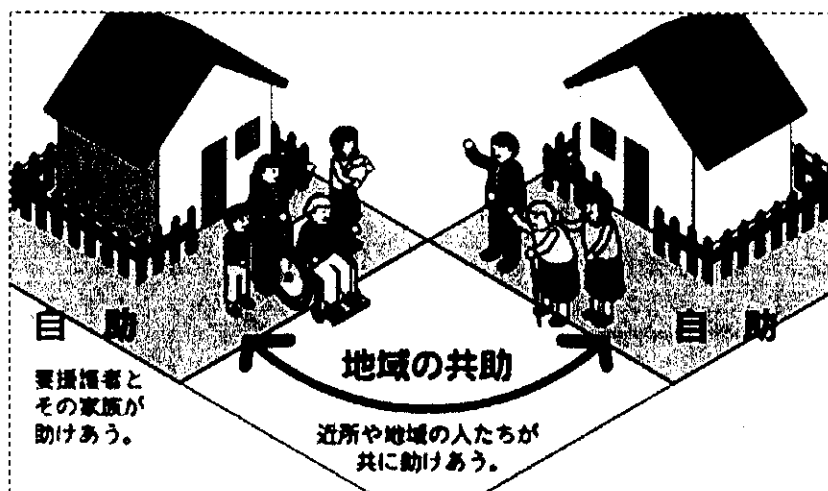


『助け合いの仲間たち』要領

災害時要援護者避難支援は、地域の支え合いが大切です！

大きな災害が発生した直後など一刻を争うときには、行政による支援が間に合わないため、高齢者や障がいのある方など(要援護者)の避難支援は、‘自助’と‘地域(近隣)の共助’が大切です。



支援者による支援内容は、

平常時：声かけ、見守り

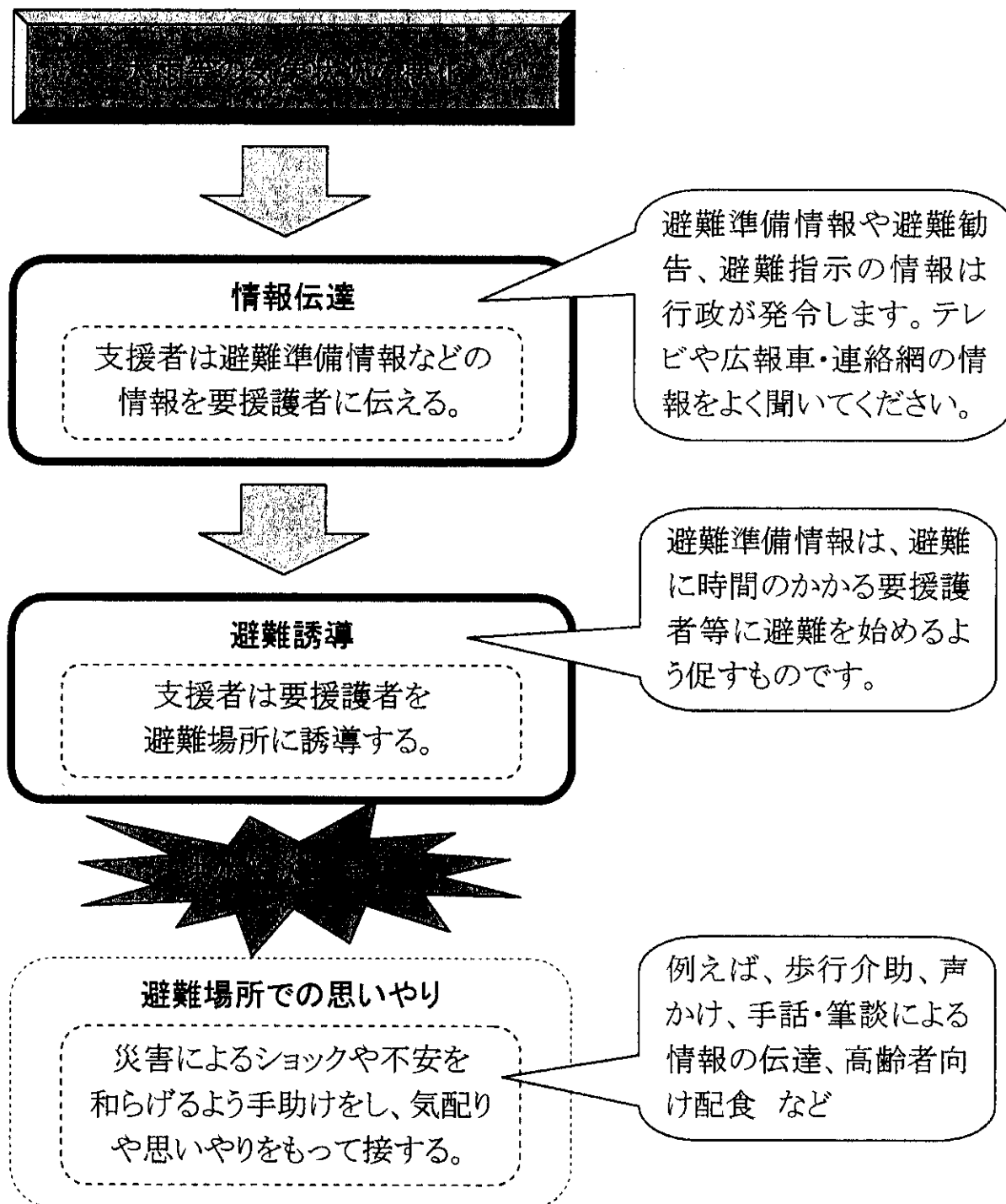
災害時：災害情報の伝達、安否確認、避難場所への誘導など

重要

支援者が被災した場合や不在の場合は避難支援を行うことができません。支援者はまず自身の安全を確保することが優先です。

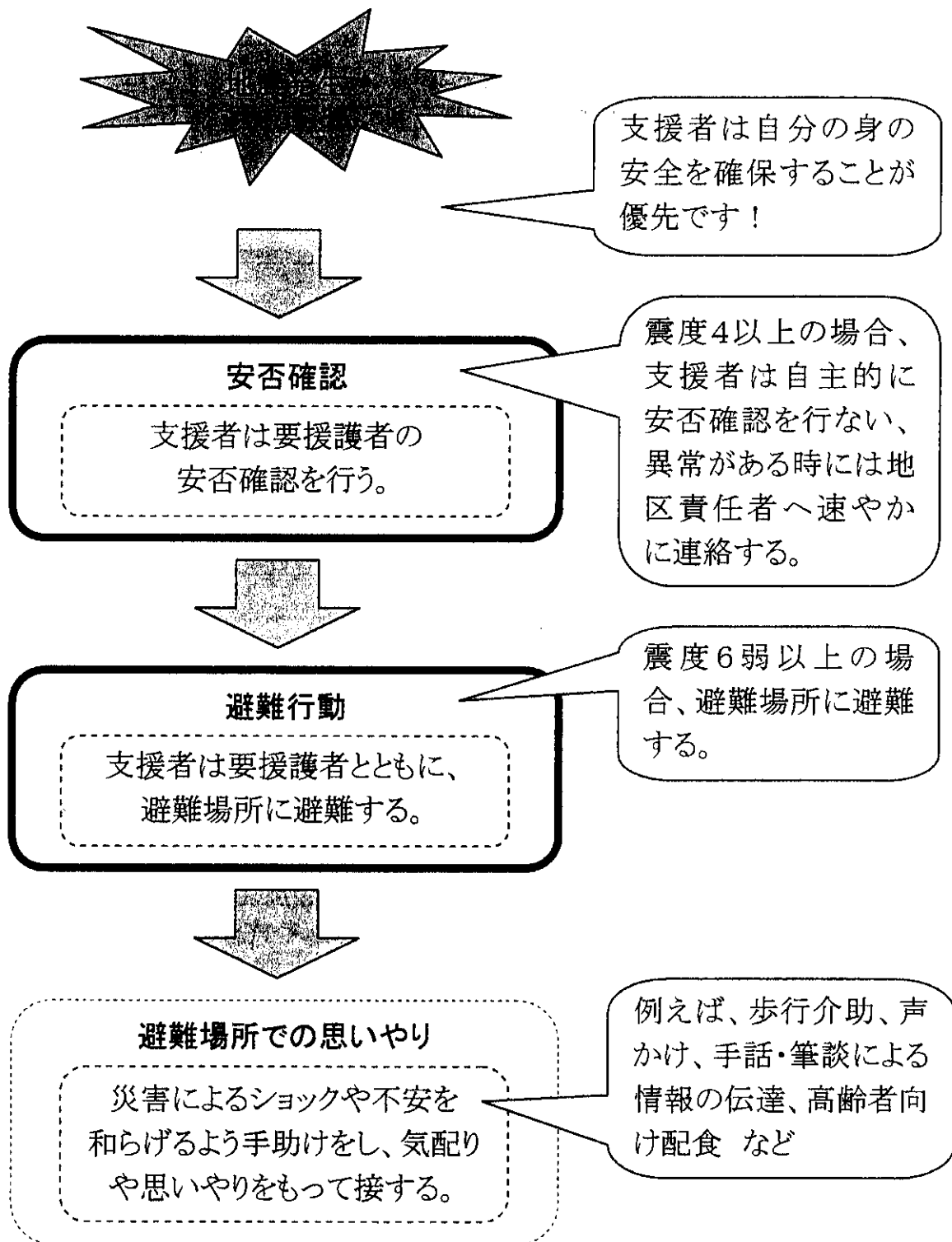
I 支援者の具体的な行動について

(1)風水害など(準備時間あり)の場合



- ・「避難準備情報」とは、避難行動に時間を要する災害時要援護者等に避難を始めるよう促す情報です。
- ・「避難勧告」とは、市民等に危険の可能性があるため、避難を促す情報です。
- ・「避難指示」とは、「避難勧告」よりも危険度や緊急度が高い情報です。

(2)地震(準備時間なし)の場合



※ 市内の収容避難場所(小中学校など)は、震度6弱以上の場合、速やかに開設されます。

II 個人情報の取扱いについて

1 カード等の保管先と(写しの)保有者

要援護者及び支援者の個人情報は、町内会長ほか地区責任者が保有しております。なお、原本は町内会長が厳重に保管いたします。

2 台帳の取扱いルール(厳守)

目的外利用の禁止

「台帳」を災害時の支援以外のことに使ってはいけません

機密の保持

「台帳」の内容を第三者に漏らしてはいけません。

迅速な報告

台帳紛失などの事故はすぐに町内会長等に報告してください。

3 情報の更新と転居などの連絡について

定期更新として、町内会が年1回更新を行います。また、転出・転入者などの情報を把握した場合は、随時更新します。

III 要援護者及び支援者へのお願い

1 日頃から支援者と要援護者はコミュニケーションを図りましょう！

- ◆支援者の方々は、要援護者の見守り活動や声かけなどを通じ、信頼関係を深めることが大切です。
- ◆要援護者の方々は、支援者ほか、隣近所など身近な人達とのコミュニケーションを大事にし、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

2 転居により地域を離れるなどの場合は必ず連絡しましょう！

- ◆転居により当該地域離れるなど、支援者としての役割を果たせなくなった場合や、要援護者でなくなった場合は、必ず町内会会長など役員に連絡してください。

なお、不要になった情報については、速やかに台帳より情報を削除し、カードについては、本人の希望に応じて廃棄～(裁断や焼却処分)又は返却します。